

令和3年度 放課後児童クラブのご案内

○本冊子の内容は令和2年10月1日現在のものです。

一部内容が変更となる場合がありますので、ご了承ください。

○昨年度から変更している事項もありますので、継続して利用申請される方についても必ずご一読ください。

○長期休暇時のみの利用を検討されている方も必ずご一読ください。

目次

- | | | |
|----|-------------------|------|
| 1. | 放課後児童クラブとは | P. 2 |
| | (1) 開設場所 | |
| | (2) 開設時間と利用料 | |
| | (3) 対象児童 | |
| 2. | 加入手続きについて | P. 4 |
| | (1) 初めて利用するとき | |
| | (2) 長期休業期間に利用するとき | |
| | (3) 退会するとき | |
| 3. | 放課後児童クラブの利用にあたって | P. 5 |
| | (1) 宿題、学習について | |
| | (2) 館内での飲食について | |
| | (3) 児童クラブを休むとき | |
| | (4) 来館方法 | |
| | (5) 帰宅方法 | |
| | (6) 学校（学級）閉鎖の時 | |
| | (7) その他 | |
| 4. | 重要事項説明 | P. 6 |

—令和3年度加入申込受付期間—

令和2年〇月〇日（ ）から令和3年1月29日（金）まで

1. 放課後児童クラブとは

保護者が就労や病気などで下校時に家庭にいない小学生の子ども達に、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、家庭、地域等との連携のもと、児童の健全な育成に取り組んでいます。主な支援の内容は以下のとおりです。

- ①児童の健康管理、安全の確保及び情緒の安定を図ること。
- ②遊びを通して自主性、社会性及び創造性を培うこと。
- ③児童が学習活動を自主的に行える環境を整えること。
- ④基本的生活習慣を身に着けるための援助を行うこと。
- ⑤活動状況について保護者との情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりを支援すること。
- ⑥児童虐待の早期発見に努め、関係機関と連携して対応すること。

(1) 開設場所

放課後児童クラブは、下記の小学校区にある児童センター内に開設しています。

クラブ名	住所	小学校区
西部児童クラブ	大野市泉町6番20号(西部児童センター)	有終西小学校
南部児童クラブ	大野市日吉町9番8号(南部児童センター)	有終南小学校
東部児童クラブ	大野市美里町801番地(東部児童センター)	有終東小学校
北部児童クラブ	大野市陽明町3丁目701番地(北部児童センター)	下庄小学校
和泉児童クラブ	大野市朝日第34号3番地(和泉児童センター)	和泉小学校

(2) 開設時間と利用料

利用料は下記のとおりです。毎月上旬、もしくは各長期休暇終了後に納付書をお渡ししますので、金融機関にて納付してください。

開設日	開設時間	利用料
平日	下校後から午後6時まで	無料
土曜日・長期休暇・振替休日	午前8時から午後6時まで	1日200円

※1 ただし、国民の祝日・年末年始(12月29日から1月3日まで)を除きます。

※2 材料費等の実費を負担していただくことがあります。また、児童扶養手当の受給世帯及び母子家庭等医療の助成対象世帯は、児童一人当たり1か月2,500円まで利用料が免除されます。(申請等は不要です。詳しくは福祉こども課までお問い合わせください)

(3) 対象児童

小学校に就学している児童（1～6年生）で、同居する大人が次のいずれかの要件を満たし、下校後に留守になるご家庭の児童です。

①就労している

②就職するために学校（職業訓練校等）に通学している

（要相談）・保護者が出産前後である

- ・病気や心身の障害、介護等その他の事由により児童の保育ができない
- ・自営業、農業の方

※注意事項※

- ・同じ校区内に別居の祖父母がお住いの場合には、その祖父母も上記の要件を満たしている必要があります。ただし下庄小学校区については、乾側地区にお住まい（別居）の祖父母は要件に含まれません。
- ・入会中に育児休暇等で仕事を休まれるときは、一度退会していただき、復帰されるときに再入会の手続きをしていただきます。
- ・個人的な趣味や旅行、買い物、休息といった理由での利用はできません。
- ・児童クラブの入会要件に該当しなかった場合には、自由来館での利用が可能です。一旦帰宅してから児童館へ遊びに来てください。
- ・入会していない方でも、急に保護者の方の都合がつかなくなった場合などのお預かりが可能ですので、お電話等で児童クラブまでご連絡ください。

【クラブでの生活の流れ】 ※学校がある日

- (1) 学校から順次児童クラブに来所
- (2) 着替え
- (3) 宿題 ※宿題については、子ども達の自主性に任せています
- (4) 集団遊び、または自由遊び
- (5) 片付け 午後6時までにお迎え

2. 加入手続きについて

放課後児童クラブを利用する際には、利用申請が必要です。申請の際は、利用する児童センターまで書類を提出してください。

提出書類は各児童センターで受け取るか、市のホームページからダウンロードできます。

(1) 利用するとき

加入期間は、入会希望日からその年度末まで（退会する場合は退会希望日）となりますので、毎年度申請が必要です。また、長期休業のみの利用の場合でも、毎年度最初の利用申請の際には加入申請が必要です。また、住所、勤務先、電話番号、加入保険など申請事項に変更が生じた時は、速やかに届け出てください。

○提出書類

- ・大野市放課後児童クラブ加入申込書（児童の保険証のコピー添付）
- ・児童センター連携同意書
- ・勤務証明書など

※同居の保護者、同じ校区内の祖父母など75歳以下の方全員分が必要です。
ただし下庄小学校区については、乾側地区にお住まい（別居）の祖父母の方の分の証明は不要です。

○申請先

西部児童センター	有終西小学校、下記の小学校以外の方
南部児童センター	有終南小学校の方
東部児童センター	有終東小学校の方
北部児童センター	下庄小学校の方
和泉児童センター	和泉小学校の方

(2) 長期休業期間に利用するとき

加入申請とは別に、長期休暇ごとに申請が必要です。

○提出書類

- ・長期休業期間の利用申請書
- ・利用希望日記入表

※福井県電子申請サービスから電子申請も可能です。

(3) 退会するとき

放課後児童クラブを利用しなくなる際、就労等の要件を満たさなくなった際には辞退届の提出が必要です。

○提出書類

- ・辞退届

3. 放課後児童クラブの利用にあたって

(1) 宿題、学習について

着替えの後、宿題をするように時間や場所の設定など、努めて促してはいますが、本人の意思にまかせ、強制はしていません。また、学習指導は行いません。帰宅後必ず保護者の方は、宿題等の内容をご確認ください。

(2) 館内での飲食について

館内は飲食禁止となっておりますので、お子さんにおやつ等を持たせることはしないでください。ただし、お茶等の飲み物は許可しますので、必要であれば水筒等により持たせてください。

(3) 児童クラブを休むとき

都合で欠席の場合は、児童の安全確認のため、早めに必ず各児童センターへ連絡してください。電話もしくはメールで受け付けています。なお、電話でご連絡いただく場合、平日は正午～午後6時の間にお願いします。

メールアドレス	西部児童センター	seibu@city.fukui-ono.lg.jp
	南部児童センター	nambucc@city.fukui-ono.lg.jp
	東部児童センター	toubucc@city.fukui-ono.lg.jp
	北部児童センター	hokubucc@city.fukui-ono.lg.jp
	和泉児童センター	izumicc@city.fukui-ono.lg.jp

(4) 来館方法

来館までは保護者の責任によることとなります。
(学校から集団下校により来館しているケースが多くなっています。詳しくは各学校へお問い合わせください。)

(5) 帰宅方法

同居のご家族(大人)がお迎えに来てください。子どもだけの帰宅は危険なので、許可していません。なお代理の方が迎えに来られる場合は、事前に連絡をしてください。

(6) 学校(学級)閉鎖の時

インフルエンザなどの伝染病にかかっている場合や学校(学級)閉鎖の時は利用できません。自然災害等による休校時は閉館になりますが、特別児童クラブを開設します(対象は留守宅児童)。開設については、その都度、市のホームページに掲載します。

新型コロナ感染などの拡大防止の為、状況に応じて児童クラブを閉鎖することもあります。

(7) その他

- 児童クラブ活動中は友人宅に遊びに行くなど児童センター以外への外出はできません。
- 学校行事（保護者会、終業式、始業式、行事振替日）で給食のない日に利用される場合は前日までに連絡ください。必要な場合はお弁当を持たせてください。
- 児童センターでは私服で活動していますので着替えの用意をお願いします。
（出来れば、予備用の準備も考慮して下さい。持ち物には必ず名前を書いてください。）
- 活動中に怪我をしたり、病気になったりした場合、保護者の方に連絡しますので、できるだけ早くお迎えをお願いします。

- ご家族の方が、仕事が休みの日やお家に誰かいる時は、学校から直接自宅に帰って頂くようお願いします。その場合は一般来館（自由来館）で利用できます。
- 放課後児童クラブに入会されているお子さんの保護者の方には、地域組織活動への入会をお願いします。（各児童センターには、地域の子どもたちの健全育成を目的とした地域組織活動「母親クラブ」という組織があります。子どもたちが健やかに育つよう情報交換の場として、幅広く活動しています。）

－ 詳細については、各児童センターにお問い合わせください －

4. 重要事項説明

下記のいずれかに該当した場合、児童クラブの利用を控えて頂くことがあります。

1. 世帯状況の変化により、対象児童の要件を満たさなくなった場合。
2. 申請書等の内容に虚偽の記入または申立てがあった場合。
3. 開所時間に児童を送迎できない場合。
4. 児童が集団生活を送ることが難しい場合。
5. 他児や指導員へ故意による暴力行為や施設備品の破壊行為があった場合。
6. 他児へ精神的苦痛や危害がおよぶ場合。
7. 児童クラブ利用中に指導員による医療行為を必要とする場合。
8. 児童クラブの運営上、支障が認められた場合。

お問い合わせ先

●大野市役所 こども支援課

〒912-8666 大野市天神町1番1号

電話：0779-66-1111

●児童センター

クラブ名	電話・FAX番号
西部児童センター（西部児童クラブ）	66-0912
南部児童センター（南部児童クラブ）	66-2133
東部児童センター（東部児童クラブ）	66-5233
北部児童センター（北部児童クラブ）	65-3665
和泉児童センター（和泉児童クラブ）	78-2655

※通話中であっても呼び出し音が鳴り続けることがあります。

しばらくお待ちいただいても電話に出られないときは通話中ですので、

少し時間をあけて掛け直していただけますようお願いいたします。

※お問い合わせ受付時間は、平日は正午～午後6時、土曜日は午前8時～午後6時です。